

三重県外国人起業活動促進事業の流れ

STEP 01

在留資格「特定活動」



外国人起業家 (確認申請)

起業準備活動計画確認申請書及び添付書類一式を県に提出 (郵送不可)

三重県 (計画の確認)

有識者の意見聴取
起業準備活動計画確認証明書の交付

(1月以内)

外国人起業家 (在留資格の申請)

起業準備活動計画確認証明書を添付して、在留資格の申請を行う

出入国在留管理局
・名古屋出入国在留管理局
・同局四日市港出張所

在留資格「特定活動」の交付

STEP 02

起業準備活動



最長2年
【当初1年、以降6月×2回(更新)】

外国人起業家

在留資格取得報告書の提出

(在留資格「特定活動」
取得後5日以内)

三重県

起業準備活動の支援開始

外国人起業家

起業準備活動
(当初1年間)

この間に在留資格「経営・管理」の
資格取得を目指す

三重県

1月に1回程度
定期面談

以下の事項等について状況を確認
・起業準備状況 (計画からの進捗)
・生活状況、資金状況
・在留資格更新の意向確認 等

STEP 03

在留資格「経営・管理」



在留カードに記載されている在留期限
満了の3か月前から申請可能

外国人起業家

在留資格の変更申請

出入国在留管理局
・名古屋出入国在留管理局
・同局四日市港出張所

在留資格「経営・管理」の交付

外国人起業家

事業開始

